

個人住民税の納付義務のある65歳以上の年金受給者の方へ

10月支給分の公的年金から 町・県民税の天引きが始まります。

今年度から年金の受給時に年金所得にかかる個人住民税額を公的年金から天引きする**年金特別徴収制度**が始まり、10月支給分の公的年金から年金所得にかかる税額が、直接徴収されますのでご確認ください。

また、この制度の対象となる方には6月に『平成21年度 町民税・県民税納税通知書』をお送りし、お知らせしておりますのでご確認ください。

なお、年金特別徴収制度は納付方法を変更するものであり、新たな税負担を生じさせるものではありません。

対 象 者

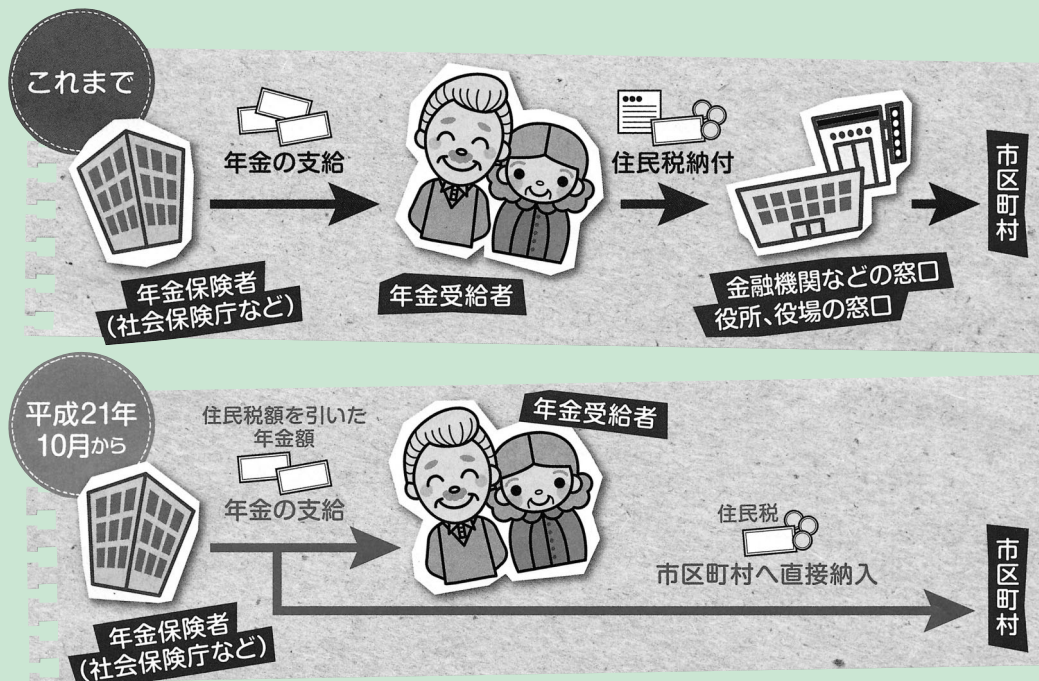
平成21年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納付義務のある方。

特別徴収税額

年金から特別徴収されるのは、年金所得額から計算した個人住民税額のみです。
給与所得や事業所得などから計算した個人住民税額はこれまでどおり給与からの天引きや、口座振替または納付書で納めていただきます。

※町外への転出、死亡、税額変更などが発生した場合は、特別徴収が停止となり、口座振替または納付書で納めることになります。

※年金所得のある方、年金所得の他に所得のある方は、今年度より納め方が複雑になっていますので、納付忘れのないよう確認をお願いします。



年金特別徴収制度については、広報かがみの2009年5月号でもお知らせしていますので併せてご確認ください。

お問い合わせ先 税務課 TEL 0868-54-2985